

化粧品等の適正広告ガイドライン 2008年版 第1刷

正誤表

箇所	誤	正
p1 はじめに 本文 17 行	( 審査判定基準 [ A:表現全体又は訴求内容が違反の疑い大 ])	( 審査判定基準 [ A:表現全体又は訴求内容が違反している ])
p6 3 . 本文 2 行目	後記 6 の通り	後記 7 の通り
p7 右上のページ肩見出し	1 . ガイドラインの構成と略号付連番について	4 . ガイドラインの構成と略号付連番について
p7 4 . 本文 16 行目	「医薬品等適正基準」	「医薬品等適正広告基準」
P8 7 . 本文 3 行目	次の通り。	次の通り <sup>1</sup> 。  <sup>1</sup> ( 編集注 ) 平成 18 年 6 月 14 日法律第 69 号により薬事法改正がおこなわれ、法第 2 条第 2 項の「医薬部外品」の定義が変わっているが、まだ施行されていなかったため、改正前の定義を抜粋。
P8 7 . 本文 10 行目	ただし、・・・( 略 )	削除
p9 ( 2 )【関係法令等】	適正に使用できることができるよう	適正に使用することができるよう
p10 F1.1	化粧品の	化粧品等の
p14 F3.2【関係法令等】	《本書資料編 p61 参照》	《本書資料編 p58 参照》
p16 9 行 F3.12	《本書 p20》	《本書 p17》
p16 30 行 F4.1	《本書 p20》	《本書 p17》
p19 18 行 F5.5	《本書 p51》	《本書 p48》
p26	「肌へ浸透」、「肌の奥深くへ」、「角質層の奥へ」 ( 「角質層」であることが併記されてない )	「肌へ浸透」( 「角質層」であることが併記されてない ) 「肌の奥深くへ」、「角質層の奥へ」
p28 9-10 行 E13.1	「製造販売業に所属する研究者が医師等であるかの誤認性のある白衣等のスタイルで登場する場合は、その会社の職員と判る説明を事実に基づき明記すること。」	2 行を削除
p50 19 エキス類の表示について	～ 不可である。	～ 差し支えない。